

令和8(2026)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8（2026）年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和8(2026)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月31日まで

3 委託料

29,999,288円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。

4 事業の背景

本県の人口は、2005年をピークに減少を続け、東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県をいう。以下同じ。）への人口流出は歯止めがかからず、特に若年層を中心とした転出超過は拡大傾向にある。人口減少問題を克服し、地域の活力を維持するため、県では、都内における移住相談窓口の設置運営や各種イベントの開催等、移住・定住の促進に取り組んでいる。

5 業務の目的

本県への移住や関係人口につながる潜在層を、栃木県移住・定住促進ウェブサイト「ベリーマッチとちぎ」へと誘導し、本県への移住等の興味・関心を喚起させるほか、甲が実施する移住促進イベント等を告知し、参加につなげることで、移住に向けた具体的な検討を促し、移住・定住の促進及び関係人口の創出・拡大を図る。

6 本事業のターゲット

本業務におけるターゲット区分は次のとおりとする。ただし、本事業の目的を達成するため、より効果的と考える提案がある場合は、その根拠を定量的に示し、甲と協議の上、設定する。

エリア	東京圏。ただし、条件不利地域（「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村）を除く。
ターゲット区分	①女性（20～30代）、②子育て世帯、③テレワーカー、④その他（20～50代男女）
関心度合い	「（別紙1）令和8（2026）年度における移住・定住促進等に係るターゲットへのアプローチ」における低関心層から移住希望者層とする。 <u>特に、低関心層から中関心層</u> に対し、移住先としての本県の魅力を周知することを最も重視する。

7 委託業務の内容

(1) 仮説の設定と広告運用計画の作成

- ・国の「地方創生に関する総合戦略」や県の「新とちぎ未来創造プラン」等の基礎資料等を熟覧した上で移住・定住促進、関係人口創出関連事業に係る全国的な傾向や本県の状況について分析を行い、次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに甲に提出し、承認を得ること。

地方創生に関する総合戦略

https://www.cas.go.jp/seisaku/chiikimirai/pdf/20251223_honbun.pdf

新とちぎ未来創造プラン

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/newplan/shinmiraisouzouplan.html>

【広告運用計画に盛り込む内容】

ア カスタマーマージャーニーに係る仮説の設定及び移住検討者に行動変容を促す方策の提案

6 の関心度合い区分を基礎として、本県のU S P (Unique Selling Proposition) 等を踏まえ、別紙1の移住者心理・行動等を分析し、カスタマーマージャーニーに係る仮説を設定するとともに、本県への移住や地域とのつながりづくりに向けた行動変容を促す方策について提案すること。

イ 広告の運用方針

アの仮説に基づき、ターゲットに起こさせたい行動変容等に合わせて、広告の種類、掲出プラットフォーム、広告内容、遷移先等の組合せごとの予算配分や運用スケジュール等を設定すること。

ウ 広告物の作成方針

エ 目標設定(7(3)参照)及び配信シミュレーション

オ 広告の効果測定方法及び改善方針

カ その他必要な事項

(2) 広告の配信

ア 共通事項

- ・広告運用計画で定めたターゲットに向けて、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告(以下「ディスプレイ広告」という。)、ウェブサイトの検索結果に連動して表示されるテキスト広告(以下「検索連動型広告」という。)等を配信すること。
- ・広告の種類や掲出プラットフォームは、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るために最適となるものを選択、又は組み合わせること。
- ・広告配信のターゲティングに当たり、各掲出プラットフォームにおける拡張機能の使用が効果的である場合は、見込める効果及び費用について明示の上、提案すること。ただし、拡張機能使用に当たり発生する費用については、委託料の中で対応すること。
- ・広告からの遷移先は、原則として栃木県移住・定住促進ウェブサイト「ベリーマッチとちぎ」内とし、事業効果の最大化が見込めるよう、ターゲット設定や広告内容と整合性の取

れたページとすること。

- ・配信する広告は、移住・定住等促進全般に係る広告、甲が本事業とは別に実施する栃木県移住促進 LINE マガジンへの友だち登録に係る広告及び「(別紙2) 移住促進等イベントにおける広告配信について」に記載する甲が実施するイベントに係る広告(以下「イベント配信」という。)とする。

イ 各広告の配信内容

(ア) ディスプレイ広告

a 揭出プラットフォーム

Google demand generation、Yahoo! Display Ads、Instagram 広告などから適切なものを甲と協議の上、決定する。

b ターゲットに応じた広告物の制作

(a) ディスプレイ広告に掲出する画像又はアニメーション等(以下「クリエイティブ」という。)は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向、素材、コピー等が異なるものを作成するほか、イベント配信ごとに作成すること。必要に応じ、デジタルデバイス等に合わせた適切なサイズのものを作成すること(サイズのみの変更はパターンの計数に含まない)。

(b) 乙は、「とちぎの魅力・実力ランキング」や市場調査結果等の分析を行い、本県のUSPを明らかにした上で、その要素をクリエイティブに盛り込むこと。また、必要に応じA/Bテストの手法を取り入れ、検証と見直しを行うこと。

とちぎの魅力・実力ランキング

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/miryoku/index.html>

(c) クリエイティブは、これまで地方への移住や地方とのつながりづくりに興味・関心を持たなかった潜在層の感覚に訴え、ニーズを呼び起こし、効果的に本県ウェブサイトへの誘導を図るものとなるようグラフィックやコピーを工夫すること。また、イベント配信については、(a)とは別に、イベントごとにクリエイティブ作成すること。

(d) クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、甲が提供する。

(イ) 検索連動型広告

a 揭出プラットフォーム

Google リスティング広告、Yahoo! リスティング広告及びMicrosoft 広告などから適切なものを甲と協議の上、決定する。

b キーワードの設定

(a) 甲の意図を十分に咀嚼し、広告効果が最適化されるよう、キーワード、除外ワード、広告タイトル及び広告文を作成し、甲に提案すること。

(b) 広告タイトル及び広告文の作成に当たっては、市場調査結果等の分析を行い、本県のUSPを明らかにした上で、その要素を盛り込むこと。また、必要に応じてA/Bテストの手法を取り入れ、検証と見直しを行うこと。

ウ その他

- ・広告価値を毀損させるビューアビリティ、アドフラウド、ブランドセーフティ等については、確実な対策を実施した上で、広告配信開始前にその内容を甲に説明すること。特にアドフラウド対策については、不正クリック検知ツールから適切なサービスを選定し、事前に甲の承諾を得た上で使用すること。なお、不正クリック検知ツールの使用に当たり発生する費用については、委託料の中に含むものとする。
- ・業務実施に当たっては、甲が所有する過去の実績（リターゲティングリスト等）を活用し、事業効果を高めること。また、本事業により得られた情報からリターゲティングリストを更新すること。

(3) 目標設定（KPI等）

ア KPIを次のとおり設定し、提案すること。

- ・広告経由でベリーマッチとちぎに遷移したセッション数の目標値を、37万件を下限に設定し、提案すること。
- ・広告経由でベリーマッチとちぎ内の申込フォームを活用したLINEアカウント登録件数の目標値を設定し、提案すること。
- ・広告経由でベリーマッチとちぎ内の移住相談フォーム（資料請求を含む）を活用した相談件数（送信完了数）の目標値を設定し、提案すること。
- ・広告経由セッション（ディスプレイ広告に限る）のうち、3ページビュー以上のセッション率の目標値を設定し、提案すること。

<参考：令和7(2025)年度（12月末日現在）の各数値> ※R7年度委託額：29,999,530円

- ・広告経由セッション数：279,592
- ・広告表示回数：14,396,478、クリック数：425,781、クリック率：2.96%
- ・移住相談フォーム（資料請求を含む）
到達数：2,689、到達率：0.63%、送信完了数：237、送信完了率：0.06%
- ・広告経由セッション（ディスプレイ広告に限る）のうち、3ページビュー以上のセッション率：2.78%

イ KPIのほか、5に記載した事業目的の達成を測るために適切であると考える達成目標がある場合は、提案すること。

ウ KPIを達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(4) 効果測定及び報告業務

ア 乙は、(3)の目標を達成するため、毎月、本業務により配信する広告等の運用状況（表示数、クリック数、クリック率、KPIの状況、6の関心度合い区分ごとの分析等）を月次報告書としてまとめ、甲に提出するとともに、広告配信におけるターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を甲と協議の上、実施すること。また、甲から求めがある場合には、隨時、報告書を作成し、提出すること。

イ アの報告に当たっては、原則として、オンライン又は対面により甲とミーティングを行うこと。ミーティングを対面で行う場合は、原則として甲の所在地にて実施すること。

ウ 甲が広告の実施状況を隨時確認できるよう、広告管理システムの閲覧権等を甲に付与し、ID及びパスワード等、閲覧に必要な情報を提供すること。なお、広告プラットフォームの性質上、閲覧権を付与できない場合は、代替策を確保すること。

(5) ランディングページの改修に係る助言等

甲がランディングページの改修を実施するに当たり、本業務における事業効果の最大化や、広告配信の効果検証のため必要となる内容等（各種タグの設定等）について、甲の求めに応じて助言すること。

8 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

ア 乙は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

イ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

(2) 業務及び結果等の管理

ア 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。

イ 各種アカウント、タグマネージャー等の取扱いについて、「(別紙3) デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(3) 権利等

ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。

イ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ウ 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、甲に帰属するよう整理すること。

エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

オ 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

イ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

ウ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

エ 甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

オ 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。

カ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告

配信原価)」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」、「不正クリック検知ツール利用費」を別立てで計上すること。

キ 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合は、この限りでない。

9 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 広告運用計画及び実施工程表
- イ 総括責任者通知書
- ウ その他甲が必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 実績報告書（A4判（紙及びP D Fデータ））
- イ 制作したクリエイティブを収めたD V D – R O M
- ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 提出場所

栃木県総合政策部地域振興課地域振興・とちぎ暮らし推進担当

(4) 提出期限

令和9(2027)年3月31日

10 業務委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

11 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上、定めることとする。
- (2)上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならぬ。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個

人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

- 第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。
- 3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

- 第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

- 第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。